

あなたの
声を...

～市民意見提出手続（パブリックコメント）～

皆さんの意見をお寄せください！

❖事務事業評価中間結果に関する説明会および意見募集

企画政策課 田 (☎460 - 9800)

市では、平成17年度から行政評価制度を導入し、事務事業の検証、見直しを行ってきました。平成21年度から施策評価の試行なども含めて行政評価制度全体の再構築を図りながら、進めていくこととなりました。今回は、総合計画事業を中心に、全61の事業について評価を実施しました。これらの中間評価結果について、説明会を開催し、報告するとともに、皆さんの意見を募集します。

対象事業 庁舎整備、システム構築、関係団体補助、福祉サービス、公共施設改修、産業振興、環境対策、都市基盤整備^{など}

❖説明会 行政評価の取組状況および評価結果に関して、説明会を開催します。

時・場 8月24日(月)

午後2時・防災センター6階 午後7時・イングリッド3階

❖意見募集

評価結果に対する皆さんの意見を募集します。いただいた意見は、今後実施する最終評価の参考とさせていただきます。

事務事業評価シートの閲覧 8月24日(月)以降、市HP、情報公開コーナー（両庁舎1階）

市内在住・在勤・在学の方および市内に事業所などがある法人その他の団体

意見の提出方法・提出先 住所・氏名・案件名「事務事業評価」を必ず明記し、次のいずれかの方法で、提出してください。

直接または郵送 〒188 - 8666市役所企画政策課（田無庁舎3階）

☎463 - 9585

Eメール（市HPから）

提出期限 9月24日(木)（必着）

寄せられた意見の概要や検討結果をお知らせします！

下記の一覧表は、市民の皆さんからお寄せいただいた意見を要約し、市の考え方をまとめたものです。全文については、市HPをご覧ください。

文化芸術振興条例（素案）【抜粋】

生活文化課 保 (☎438 - 4040)

【公表日】8月14日(金) 【意見募集期間】6月15日(月)～7月14日(火) 【意見件数】11件（2人）

意見概要	市の検討結果
条例は、広く市民へのサービスが行き渡り、市の施策、実施の義務、範囲を明確にした条文とすべき。 (件数：2件)	ご意見の趣旨を条文中に規定します。
前文は無意味なので削除してよい。 (件数：1件)	文化芸術の振興を図る上で、合併前の歴史に触れることや、目指すまちづくりの方向性の規定は、条例の前提となることから、前文に入れる必要があると考えます。
基本理念では、文化芸術振興基本法の条文を参考に、わかりやすく明記する。 (件数：1件)	文化芸術振興基本法と提言「西東京市の文化芸術振興施策について」を参考にし規定しました。
市と市民の役割の順序が逆である。 (件数：1件)	市民が主役なので、検討した結果、市民の役割を先に規定しました。
計画等の策定の条文には、市民の意見反映・・・の文面はいらず、計画の中身や範囲を明記すべき。 (件数：1件)	市民意見の反映の下、基本理念に基づいて、重点目標や基本施策に掲げる項目を中心に策定するため、この文面は必要と考えます。
推進機関の条文の趣旨がわかりにくい。 (件数：2件)	推進機関については、文化芸術の振興施策の推進にあたる機関と表現を改めます。

身近な家庭内の事故を防ごう！！

熱湯で火傷を負ったり、滑って転んだり...皆さん、毎日の生活の中でこのような体験を一度はしたことはありませんか？特に小さな子供や高齢者にとっては、通常では予測しにくいところに危険が潜んでいます。

小さな子供の事故事例には、乗用車のパワーウィンドウで指を挟んだオムツの交換中に簡易ベッドなどから落下したおもちゃなどを誤って飲んだ遊具からの墜落などがあります。

高齢者の事故事例には、エスカレーターでの転倒 缶のフタによる指の切創 浴槽内での溺水 食事中に食べ物を喉に詰まらせるなどがあります。

いろいろな視点に立って、家庭内を見渡すと今まで気付かなかった危険性が見つかるかもしれません。皆さんのお宅でも確認してみてください。

☎西東京消防署 (☎421 - 0119)

危機管理室 保 (☎438 - 4010)

公園を利用される飼い主の方へ

公園内での犬のマナーについて、「植え込みに、犬のフンを捨てる人がいる」「オシッコの後が臭い」「引き綱をはずした犬が怖い」などといった苦情が市へ数多く寄せられています。「犬の園内利用を禁止して」との意見も増えています。マナーに反する一部の利用者の行為が、ほかの公園利用者に不快感を与えるばかりでなく、衛生環境へも悪い影響をもたらします。

気持ち良く公園を利用できるように、マナーを守りましょう。

犬、猫などペットのしつけや糞尿の始末は飼い主の責任です。

水を入れたペットボトルなどを携行し、犬のオシッコのあとは、きれいに流しましょう。

公園内では犬の引綱を短くしましょう。犬を放すことはできません。

園路で犬を連れのままの立ち話など、ほかの利用者に迷惑をかけることはやめましょう。

みどり公園課 保 (☎438 - 4045)

ごみの出し方 ワンポイント

❖「紙オムツ」や「生ごみ」は可燃ごみです！

市のプラスチック容器包装類を中間処理（選別、圧縮、こん包）している施設から『最近搬入されたプラスチック容器包装類に「紙おむつ」「生ごみ」が多く混入されている』と連絡がありました。「信じられない」かもしれませんが、残念ながら「ピンク」の指定袋に入れて排出している方がいます。「紙おむつ」は無料収集ですので、透明または半透明の袋に入れ、「おむつ」と書いて可燃ごみの日に出してください。プラスチック容器包装類には「紙おむつ」「生ごみ」「汚れたプラ」は絶対混入しないようお願いいたします。

❖靴、足拭きマット類は資源物ではありません！

古布の回収をしている業者からのお願いです。資源収集日の古布・衣類

の中に「靴」や「マット類」が混入され大変困っています。「靴」は不燃ごみ、「マット類（布製1畳未満）」は可燃ごみで出してください。混入している場合は連絡シールを貼って残すこととなります。カレンダーなどを見て分別の徹底をお願いします。

❖雨の日は古紙類を出してもいいのですか？

新聞、雑誌、ダンボール類は濡れても資源化できますので、雨の日でも出してください。ただし、「古布・衣類」は雨の日には出さないでください。たとえビニール袋に入れてもカビなどが発生して資源物になりません。毎年大量の「古布・衣類」が水濡れで可燃ごみになっています。「もったいない」精神でご協力をお願いします。

ごみ減量推進課 (☎438 - 4043)